

<委任状>

令和 年 月 日

私は、下記の者を代理人と定め次の権限を委任します。

1. 印鑑登録申請
2. 印鑑登録の廃止申請

登録者	住所	長与町
	氏名	(印)
	生年月日	明治 大正 昭和 平成 年 月 日

代理人 (窓口に来る方)	住所	
	氏名	
	生年月日	明治 大正 昭和 平成 年 月 日

《代理人による印鑑登録の方法》

①上記委任状を登録者本人がすべて記入します。(代理人欄も含む)



②記載された委任状を代理人が住民環境課住民係に持参し、印鑑登録の申請をします。

【この時に持参していただくもの】

- ・登録される印鑑(欠けていないもの)
- ・委任状
- ・代理人の身分証明書(運転免許証、保険証等)



③登録者本人の意思による印鑑登録の申請であるか確認するため、住民環境課住民係より照会書(回答書)を登録者本人の住民登録地へ郵送します。



④届いた照会書(回答書)を登録者本人がすべて記入し、照会書(回答書)を委任を受けた代理人が住民環境課住民係に持参します。

【この時に持参していただくもの】

- ・照会書(回答書)
 - ・委任状
 - ・代理人の身分証明書(運転免許証、保険証等)
 - ・手数料(登録手数料[300円])
- ※必ずご自宅で記入・押印してきてください。



⑤印鑑登録証(ふれあいカード)を交付いたします。(印鑑登録証明書[1通300円]もこの時に交付することができます。)

<注意事項>

※代理人による印鑑登録は、登録者本人への確認を郵送でおこなうため、手続き上2~5日程度かかりますので予めご了承ください。

※ふれあいカードに暗証番号を登録できるのは、登録者本人が来庁された場合に限られます。登録者本人が窓口に来られないと、ふれあいカードに暗証番号を登録できませんので、自動交付機の利用はできません。